

公益社団法人都市住宅学会大会 (関西支部・Web 開催) —第28 回学術講演会—開催について

公益社団法人都市住宅学会 大会実行委員会
委員長 岡 絵理子

標記学術講演会を下記要領にて WEB 開催いたします。多数のご参加をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 日時：2020年11月28日(土) 13:00～14:00 開会式・表彰式 (Zoom 1)
14:15～17:15 シンポジウム (Zoom 1)
11月29日(日) 9:30～11:50 研究発表会 (Zoom2、Zoom3)
12:45～17:00 ワークショップ (Zoom4、Zoom5、Zoom6)
・見学会は中止いたしました。
・懇親会は中止いたしました。
- 内容：(1) 研究発表会
(2) シンポジウム
「ポストコロナ社会の都市住宅」
(3) ワークショップ
①「都市・建築・土地利用に関する安全・環境・快適規律とその裁判統制はどうあるべきか——行政訴訟の機能不全をどう解決するか」
②「空き家対策の現在 一単なる「人の住んでいない家」が管理不全の「特定空家」とならないための工夫」
③「新型コロナによる社会的な分断をどう捉えるか？ 孤立対策と新しい社会に向けたコミュニティ形成についての意見交換」
- 参加費：研究発表会、シンポジウム、ワークショップ 無料
- 申込み：各プログラムへのご参加については、それぞれの Zoom URL に登録してください。
(11/25 締切)
- プログラム概要 (詳細は 97～100 頁)

■プログラム第1日目 2020年11月28日(土) 開会式、表彰式、シンポジウム

- 2020年度都市住宅学会大会開会式(13:00~)(Zoom1)
 - ・都市住宅学会長挨拶
 - ・実行委員長挨拶

- 2020年都市住宅学会賞表彰式(13:15~14:00)(Zoom1)

- シンポジウム
 - テーマ:「ポストコロナ社会の都市住宅」
 - 日時:2020年11月28日(土)14:15~17:15(Zoom1)

(趣旨)

近代の都市は、住宅と職場を分けそれぞれに適した環境を模索してきた。都市には多くの超高層オフィスが建設され、住まいは郊外へと拡大していった。その結果、都市は過密化し、人々は長時間の通勤に悩まされることとなった。これらの問題に対して、これまで職住近接や都心居住、リモートワークなどの試みが提案されてきたが、普及するまでには到らなかった。新型コロナウイルスは、人々に多大な悲しみと「禍」を与えたが、同時にリモート授業やリモートワークなどの新しい生活様式の機会を与えた。いま、多くの人々の中には、これまで困難だと思っていた生活や働き方を受け入れる土壌ができつつある。また、過密した都市は、感染症に対して脆弱であることが示された。都市部の大学が再開できなかった要因には、満員電車や大人数での講義という人を集めるという仕組みそのものに原因がある。

そこで、本シンポジウムでは、新型コロナウイルスの終息がまだ見えない状況にあるが、この新しい生活様式を取り入れた5年後、10年後のポストコロナ社会の住宅の都市のあり方について、医療、経済、都市、住宅という異なる分野の識者を招いて議論していく。

【挨拶】

高田 光雄(都市住宅学会会長 京都美術工芸大学教授・京都大学名誉教授)

【パネリスト】

宮澤 正顯(近畿大学教授)
角野 幸博(関西学院大学教授)
中川 雅之(日本大学教授)
加茂 みどり(大阪ガス)

【まとめ】

岡 絵理子(関西大学教授、都市住宅学会関西支部支部長)

【総合司会】

山口 健太郎(近畿大学教授)

■プログラム第2日目 2020年11月29日(日) 研究発表会

○研究発表会(9:30～11:50)

[A:審査付論文(論文集掲載) B:一般論文(梗概集掲載)]

セッションA (Zoom 2)

「住生活・団地」(7題)

司会:浅見 泰司(東京大学大学院工学系研究科教授)

発表(15分)・質疑(5分)

時間	No.	○発表者・タイトル
9:30	A01	○齊藤 広子 区分所有型マンションにおける第三者管理者方式の実態と課題
9:50	A03	○後藤 啓太 団地再生事業に伴う高齢住民の交流活動と交流意欲の変化に関する研究
10:10	A07	○葛西 リサ 浜田市におけるシングルペアレント移住支援事業の実態と課題—移住者8名への聞き取り調査から—
10:30	A09	○義平 真心 日本におけるハウジングファーストの展開に関する考察
10:50	B01	○齊田 英子 デンマーク国教会に属する地区教会の閉鎖と新たな居場所づくり～コペンハーゲン市 旧アプサロン教会を事例として
11:10	B03	○中井 萌 日本におけるコーポラティブハウスの普及可能性に関する研究—全国コーポラティブハウス管理組合へのアンケート調査より—
11:30	B05	○白田 利之 三大都市における超高層マンションの修繕積立金に関する研究—東京都区部・大阪市・名古屋市を比較して—

セッションB (Zoom 3)

「まちづくり・都市政策」(7題)

司会:中川 雅之(日本大学経済学部教授)

発表(15分)・質疑(5分)

時間	No.	○発表者・タイトル
9:30	A02	○木下 亮 地域活動拠点「ソーネおおぞね」における活動の実態および場所選定理由に関する研究
9:50	A04	○矢野 淳士 同和対策関連施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりに関する研究—大阪市内12地区における隣保館機能に着目して—
10:10	A05	○荻巣 友貴 生駒市における空き家発生と流通化プロセスに関する研究—「いこま空き家流通促進プラットフォーム」の取り組みから—
10:30	A06	○佐伯 亮太 黎明期に設立した農住法人による農住団地の管理および地区のマネジメント
10:50	A08	○丹羽 康介 まちあるきにおけるノスタルジアとまちの印象評価に関する研究—大阪市中崎町地区を事例として—
11:10	B02	○今西 一男 土地区画整理事業の見直しガイドラインにおけるフロー及びカルテの策定について
11:30	B04	○芦野 光憲 都市開発の変遷と暮らしの変化に備えた都市開発の展望について—新型コロナウイルス感染対策に着眼した都市公園と都市開発—

○ワークショップ①

会場：(Zoom 4)

12:45～14:45

企画：総務企画委員会

「都市・建築・土地利用に関する安全・環境・快適規律とその裁判統制はどうあるべきか——行政訴訟の機能不全をどう解決するか」

趣旨

都市・建築・土地利用に関する法や行政指導による規律は、安全、環境、快適などの統制を目的として、国、地方自治体、いずれのレベルでも多数存在する。しかし、各地で頻発する日照・景観などを理由とする建築紛争、都市計画紛争、公共事業・民間嫌悪施設の立地選定紛争などについて、客観的で科学的な根拠を備えた規律が確立していないことを踏まえ、私法、行政、いずれの観点からも、規律の存立根拠やその程度については、必ずしも妥当性が検証されていないのみならず、実際の規律の多くは実効性がなく脱法・違法行為が多々発生している。

権利制限をかけられ、または土地利用から被害を受ける国民が、原因行為を争おうとしても、現在の法体系は、実定法の中に客観的基準が乏しく、違法性を論証して裁判で実効性のある救済を受けることはきわめて困難である。加えて、訴訟法も、特に行政訴訟では、訴訟要件にも、本案勝訴要件にも、様々な障害物が存在しており、権利救済の実効性に乏しい。

行政法は、憲法的価値の実現に関する法であるとされる。明治憲法の翌年の1890年、行政裁判法として導入された行政訴訟制度が依拠した基本的な理論枠組みは今も変わっておらず、当時より行政訴訟には民事訴訟と異なる特殊なルールが存在している。

例えば、権力的な行政処分が介入した法律関係については、給付訴訟など現在の法律関係に関する訴えを当初から提起することはできず、前提となる行政処分の取消訴訟をまず提起しなければならないこと、処分から一定期間経過すると原則としてその違法を争えなくなること、裁判所を介入しない行政の自力執行が認められることなどである。

これに伴い、国民が行政の違法を争う際には、大阪空港訴訟のように行政処分を前提とした行政訴訟を提起すべきか、民事訴訟を提起すべきか、判然としないケースが存在する。また、訴訟要件としての処分性、原告適格、取消の利益存在などを満たすことが必要であるが、これらについても一義的明白な基準があるわけではない。

土地利用等に関する社会経済的厚生が損なわれる市場の失敗、すなわち公共財性、外部性、取引費用、情報の非対称、独占・寡占があるとき、政府は過剰でも過小でもない介入をすることが求められるが、これは憲法上の人権に対する公共の福祉による制約と大きく重なる。不適切な政府介入の被害を、行政法が適切にこれを救済するならば、厚生は増大し社会は豊かになる。

現代の土地利用規律や行政法理論、行政訴訟制度は、このような意味での憲法的価値と社会経済的の厚生確保に対して、どのよ

うに過不足なく貢献すべきだろうか。

本セッションでは、このような問題意識の下に、現行の都市・建築・土地利用に関する規律の問題点を抽出するとともに、規律の適正な行使を確保するための裁判統制の問題点をも議論する。これにより、より適切な実体規範としての私法・公法の規律のあり方と、機能不全に陥っている民事・行政の土地利用統制訴訟制度の改善課題、適切な計画・規制を実現するための基準や手続き的な適正さの確保措置などを明らかにする。

【パネリスト】

安藤 至大 (日本大学)

板垣 勝彦 (横浜国立大学)

太田 充 (筑波大学)

只野 靖 (弁護士)

中川 雅之 (日本大学)

福井 秀夫 (政策研究大学院大学)

○ワークショップ②

会場：(Zoom 5)

15:00～17:00

企画：関東支部

「空き家対策の現在 単なる「人の住んでいない家」が管理不全の「特定空き家」とならないための工夫」

趣旨

人口減少によって住宅の需給バランスが崩れることで、管理不全の空き家の発生が社会的な問題として認識されるようになった。所沢市が空き家条例を制定してから瞬く間に全国400を超える市町村で空き家条例が制定されるようになり、国も、平成26年(2014年)に「空き家等対策の推進に関する特別措置法(空き家特措法)」を制定するに至った。

空き家特措法の特徴は、単に「人の住んでいない家」である「空き家等」と、管理不全であり外部不経済をもたらす「特定空き家」とを区別して定義し、対応を法定したことにある。すなわち、「空き家等」とは、建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地と定義されるのに対して(同法2条1項)、「特定空き家」とは、1そのまま放置すれば倒壊等著しく保安の危険となるおそれのある状態、2著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、4その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態(同条2項)と定義される。

市町村長は、空き家等の所在や所有者等を把握するために調査を行うことができ(同法9条1項)、その際には、固定資産税情報等の内部利用も認められる(同法10条1項)。とりわけ特定空き家に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置として、助言、指導、勧告、命令、代執行といった具体的な手段が法定された(同法14条)。また、特定空き家としての勧告を受けた場合、その敷地は固定資産税等の住宅用地の特例から除外されることとなった(地方税法349条の3の2第1項)。

このように、空き家特措法は、特に特定空き家に着目して具体的な手段を定めていることが窺えるところ、根本的な問題は、単なる「人の住んでいない家」をいかにして「特定空き家」にしないようにその利活用を図っていくかである。空き家特措法施行から5年経過をふまえ、本ワークショップでは、都市工学の視点から、単なる「人の住んでいない家」がいかなる過程で「特定空き家」のような管理不全不動産へと移行していくのかについて実証研究から明らかにするとともに、諸外国の事例、わが国における建築の取組み、住居学の知見などを生かして、多様な視点から、「特定空き家」化の予防のためにはいかなる法制が求められるのか、政策的な提言を行うことを目的とする。

【パネリスト】

板垣 勝彦(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院・准教授)

鈴木 雅智(東京大学空間情報科学研究センター・特任助教)

矢吹 剣一(神戸芸術工科大学環境デザイン学科・助教)

新 雄太(東京大学大学院工学系研究科・特任助教)

李ヨングン(東京大学大学院工学系研究科・助教)

山下 英和(国土交通省住宅局住宅総合整備課・課長)

○ワークショップ③

会場：(Zoom 6)

15:00～17:00

企画：関西支部

「新型コロナウイルスによる社会的な分断をどう捉えるか? 孤立対策と新しい社会に向けたコミュニティ形成についての意見交換」

趣旨

少子超高齢社会により、地域コミュニティの重要性が目立って久しいが、新型コロナウイルス感染症により、交流を目指したいのに、集まることを控えざるを得ないという、新たな課題を突き付けられている。新型コロナウイルスによる社会的な分断、社会的な孤立を防ぐためにできることは何か。新しい生活様式の中で、人とのコミュニケーション、地域コミュニティをどう生み出し、育てていけばよいのか。この問題提起に対して、関西のキーマンであるお二人—既存概念に囚われない視点で地域課題に向き合い、コミュニティ形成に成功を取められている首藤義敬氏((株)Happy代表)と、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)のパイオニアである勝部麗子氏をパネラーとして招き、新型コロナウイルスという新たな課題を、どう受けとめ、対応し、向き合おうとされているか、ご意見を伺う。さらに、筋原氏、西垣氏、中野氏による問題定義をいただきながら、課題解決に向けた議論を深めたい。

【パネリスト】

首藤 義敬((株)Happy代表)

勝部 麗子(豊中市社会福祉協議会 コミュニティーソーシャルワーカー)

筋原 章博(大阪市港区長)

西垣 千春(神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科教授)

中野 みゆき(NPO法人Oneself代表)

【コーディネーター】

弘本 由香里(大阪ガスエネルギー・文化研究所)

【取りまとめ】

三浦 研(京都大学教授)